

港 湾 事 業 の 概 要

港湾空港課

1. 青森県の港湾について

- 県内の港湾は、重要港湾 3 港、地方港湾 11 港、計 14 の港湾があります。
- 県内の港湾が、今後、果たすべき役割と方向性
 - ／国際物流機能の強化／フェリー機能の高度化／新エネルギーなど新産業の振興
 - ／緑地や親水空間を活かした街づくり／港を活かした観光振興／臨海部における防災機能の強化 を目指しています。

2. 青森港の概要について

- 青森港は、明治以降、北海道との海陸交通の重要拠点として港湾修築が始まりました。
- 昭和 26 年には重要港湾に指定され、中央ふ頭、浜町ふ頭、堤ふ頭と順次整備が進められてきました。
- その後、カーフェリーふ頭（S49 年）、4 万トン級岸壁（-13m）や青森ベイブリッジ（H3 年～H4 年）が供用開始し、物流の円滑化が図られました。
- 現在は、3 万トン級の旅客船と大規模地震時の防災拠点となる耐震強化岸壁が平成 15 年に整備され、大型客船が寄港するなど、旅客などを含めた物流の重要拠点 となっています。
- 近年では、港が市街地に隣接しているという特性から、豊かで潤いのあるウォーターフロント空間を求める市民の利用も高まってきています。

3. 青森港（本港地区）の整備計画について

- 重要港湾である青森港においては、港湾法に基づき、港湾管理者である県が、港湾の整備、利用及び保全する際の指針となる「港湾計画」を立案し、審議会の諮問、国の審査などを受けて、定めなければなりません。
- 青森港の整備に対する要請は／波浪による越波、浸水対策／岸壁や臨港道路の耐震強化／取扱貨物の集約化／小型船だまりの適正配置／緑地整備と市街地との連携／雪の処理機能 です。
- 今回、再評価対象事業のある本港地区については、港湾計画において、物流拠点のほか旅客船ふ頭及び公共マリーナや小型船だまりを中心とした交流拠点、緑地レクリエーションゾーンとして位置付けられております。

4. 再評価対象事業の位置付けについて

【青森港本港地区 青森港改修（統合補助）事業】

- 当事業は、青森港港湾計画の中に位置付けられている、本港地区における小型船だまりの一環として整備が計画されたものです。
- また、整備に着手した背景としては、港内における放置艇（主にプレジャーボート）の問題がありました。
- 港湾における放置艇の存在は、荒天時の際の漂流による危険性、港湾施設の保安対策に伴う監視の障害、景観の妨げ等の問題があります。
- このような状況に対応するため、港湾法が平成 12 年に改正され、放置艇、投棄艇に対する規制強化が盛り込まれました。
- また、放置艇誘導の受け皿となる係留保管施設の整備や民間マリナーの活用による係留保管能力の向上が求められました。
- このような中で、放置艇の問題を抱える青森港では、放置艇受け皿とするため、平成 15 年度に青森港改修（統合補助）事業によるプレジャーボート用係留施設整備事業に着手したものです。
- なお、改修（統合補助）事業は、利用効率の低下した施設に適切な改良を行ない有効活用する事業に対して国庫補助があるもので、次の条件に該当するものが、対象とされております。
- 全体事業費が 2 億円以上 5 億円未満／利便性、安全性向上のための改良／既存施設の延命化のための改良／放置小型艇収容の緊急整備 など。
- 実際の事業実施につきましては、平成 15 年度の設計着手以後の現地着工は、放置艇の隻数と係留保管能力との関係を見極めるといった必要があるとの判断から、その実施を保留し、現在に至っているところであります。
- 県の放置艇対策としては、平成 16 年度から、港湾、河川、漁港の担当課からなる不法係留船等対策庁内連絡会議を設置して、水域全体の放置艇の解消に総合的に取り組んでいます。
- 当事業による係留施設の整備は、適正な放置艇対策を進める上では必要なものであり、また、タイムリーに実施することが重要だと考えております。